

# 関係府省提出資料

| 重点 | ヒアリング事項                                                          | 府省                                    | ページ |
|----|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 5  | 資格付与者の見直し                                                        | 総務省<br>厚生労働省<br>国土交通省                 | 1   |
| 1  | 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止                                | 厚生労働省<br>デジタル庁                        | 20  |
| 31 | 社会福祉主事の任用資格要件の緩和                                                 | 厚生労働省                                 | 23  |
| 7  | マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し                         | デジタル庁<br>総務省<br>厚生労働省<br>国土交通省<br>法務省 | 32  |
| 10 | 租税特別措置に関する市町村事務の見直し                                              | 国土交通省                                 | 49  |
| 19 | 建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化 | 国土交通省                                 | 60  |

# 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の 見直しについて【行政書士】

(管理番号218、277)

# 行政書士制度の概要について①

- 行政書士法は、行政書士の資格や取り締まり等に関する規定を設けることにより、もって住民の便益を向上させるために、昭和26年に議員立法により制定されたものであり、法制定以降も、原則として議員立法により改正が重ねられてきている。

## 1. 行政書士の業務

- 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成する（独占業務）ほか、官公署に提出する書類の提出手続を代理すること、許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続において官公署に対してする行為を代理すること、許認可等に関する不服申立ての手続を代理すること、書類の作成について相談に応ずることなど（非独占業務）を業務としている。

N

## 2. 行政書士の資格・登録

- 次のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- ① 行政書士試験に合格した者      ② 弁護士となる資格を有する者      ③ 弁理士となる資格を有する者
- ④ 公認会計士となる資格を有する者      ⑤ 税理士となる資格を有する者
- ⑥ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間等が17年以上の者

- 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地等の登録を受けなければならない。

※ 行政書士の登録を受けようとする者は、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に登録の申請を行う。

## 行政書士制度の概要について②

### 3. 行政書士試験について

- 行政書士試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年一回以上行うこととされており、また、行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。
- 都道府県知事は、総務大臣の指定する者（指定試験機関：一般財団法人 行政書士試験研究センター）に、行政書士試験の施行に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）を行わせることができることとされており、現在、すべての都道府県が当該事務を委託。

＜参考＞ 行政書士試験の実施者の変遷

#### S26：行政書士法の制定

- ・ 行政書士法制定当初は、行政書士試験は都道府県知事が実施することとされ、また、その合格資格は、当該都道府県内でのみ通用するものであった。また、行政書士の登録事務は都道府県が行うこととされていた。（行政書士の登録事務は、その後、昭和46年改正により行政書士会が、昭和60年改正により日本行政書士会連合会が行うこととされた。）

#### S58：行政書士法の改正

- ・ 行政書士法の一部改正により、行政書士試験の合格資格は全国通用するものとされるとともに、行政書士試験は自治大臣が実施し、試験の施行に関する事務は都道府県知事に委任することができる（機関委任事務）こととされた。

#### H11：地方分権一括法による行政書士法の改正

- ・ これまで自治大臣の機関委任事務として実施されてきた行政書士試験の施行に関する事務を、都道府県の自治事務として都道府県知事が実施することとされた。
- ・ 併せて、都道府県の事務処理の効率化等の観点から、試験の施行に関する事務は、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができることとされた。

# 地方公共団体からの提案事項及び回答について

## 地方公共団体からの提案事項

### ・都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し〔管理番号218、277〕 (提案事項)

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、**各種資格の付与者を国とするなどの見直し**※を求める。

- ※ 行政書士について、都道府県は、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っており、これらの事務負担の軽減を図る観点から、試験の実施者を国とすることを求めるもの。
- ※ 「国家資格等情報連携・活用システム」と連携していない資格について、同システムの利用の推進により事務負担の軽減を図るとともに、資格付与者を国とすることを求めるもの。

## 1 次回答要旨

○ 行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととすることは、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県庁をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のとおり。

### ア. 資格付与者を国に転換することについて

#### ・「①合格の決定」

「合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則第2条において指定試験機関に行わせることができる」と規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である指定試験機関ではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。

一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、指定試験機関が委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において台否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっているとの御指摘につながっているものと受け止めている。

この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。

#### ・「②合格者の公報への掲載」

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけられているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。



# 地方公共団体からの提案事項及び回答について

## 回答要旨（続き）

### ・「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」

「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、指定試験機関において合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関とも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

### イ.国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について

行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。

なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

## 検討の方向性

○ 資格付与者や試験実施者の見直しについては、行政書士法が議員立法により改正が重ねられてきたことや、第一次地方分権改革において行政書士試験の施行に関する事務が機関委任事務から自治事務とされたこと等に留意する必要がある。

○ また、行政書士の登録に関する事務については日本行政書士会連合会が行っており、行政書士試験の施行に関する事務についても指定試験機関が行っていることから、現状、都道府県に大きな負担は発生していないと考えているが、まずは、運用により都道府県の事務負担を軽減することが可能であるものについては、速やかにその旨を周知してまいりたい。

○ その上で、資格付与者や試験実施者を国とすることについては、これまでの制度経緯や提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論してまいりたい。

# 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し（調理師） ＜令和7年地方分権提案管理番号277＞

【地方分権有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和7年7月31日

厚生労働省 健康・生活衛生局健康政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点5: 資格付与者の見直し(厚生労働省)

# 調理師制度の概要

## ＜調理師について＞

- ・ 「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として**都道府県知事の免許**を受け  
た者をいう。

## ＜調理師資格取得方法について＞

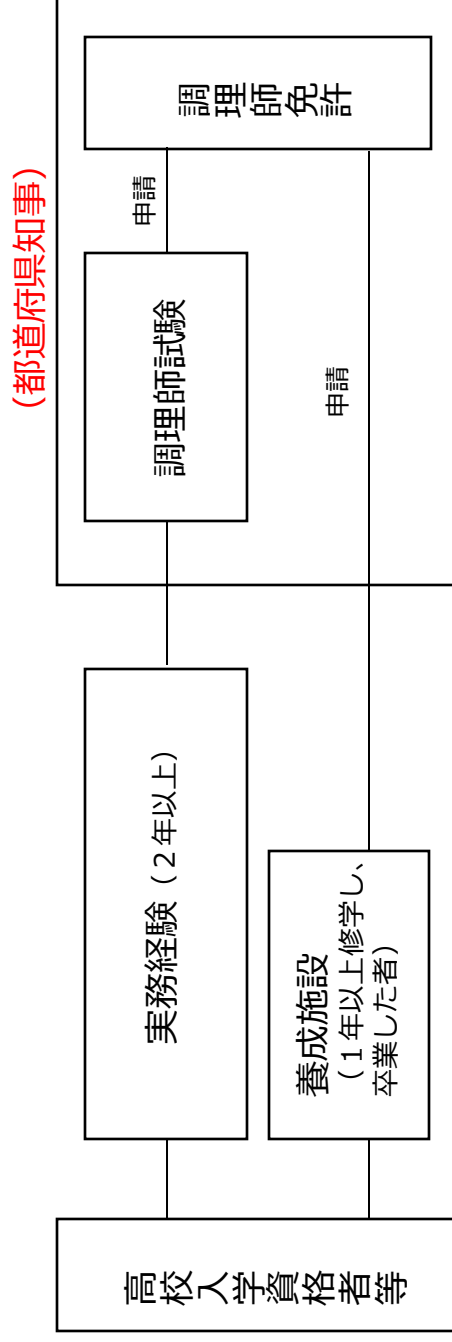
- ・ 調理師養成施設卒業：学校教育法第57条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設で1年以上修学し、卒業した者。
- ・ 調理師試験合格：学校教育法第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験（都道府県知事が実施）に合格した者。

7

## ＜調理師名簿について＞

- ・ **都道府県に調理師名簿を備え**、免許に関する事項を登録する。

## ＜調理師免許取得の流れについて＞





## 要望及び対応方針（調理師）

### 提案内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

### 対応方針（抄）

調理師については試験の実施及び免許の付与等について、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、調理師免許の令和5年度の交付数は23,790件となっている。さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。

このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を都道府県ではなく国で行うこととする場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。

# 調 理 師 免 許 交 付 数 及 び 調 理 師 試 験 受 験 者 数

## <調理師免許交付数の推移>

| 年度    | 総数（累計）    | 免許交付数（単年度） |
|-------|-----------|------------|
| 令和元年度 | 3,877,425 | 29,039     |
| 令和2年度 | 3,905,719 | 28,294     |
| 令和3年度 | 3,933,842 | 28,123     |
| 令和4年度 | 3,960,146 | 26,304     |
| 令和5年度 | 3,983,936 | 23,790     |

## <調理師試験実施状況>

| 年度    | 受験者数（人） | 合格者数（人） | 平均合格率（%） |
|-------|---------|---------|----------|
| 令和元年度 | 25,451  | 16,904  | 66.4     |
| 令和2年度 | 21,096  | 14,814  | 70.2     |
| 令和3年度 | 24,230  | 15,896  | 65.6     |
| 令和4年度 | 21,547  | 14,091  | 65.4     |
| 令和5年度 | 19,783  | 12,037  | 60.8     |

# 調理師試験委託状況

- ・16道府県において、独自に試験を作成・実施している（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県は関西広域連合において実施。）。
- ・4県において、独自に試験事務のみを実施し、試験の作成は調理技術技能センターに委託している。
- ・その他の都県は、調理技術技能センターに試験の作成・実施を委託している。

|    |     |         |         |        |             |
|----|-----|---------|---------|--------|-------------|
| 1  | 北海道 | 11 埼玉県  | 21 岐阜県  | 31 鳥取県 | 41 佐賀県      |
| 2  | 青森県 | 12 千葉県  | 22 静岡県  | 32 島根県 | 42 長崎県      |
| 3  | 岩手県 | 13 東京都  | 23 愛知県  | 33 岡山県 | 43 熊本県      |
| 4  | 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県  | 34 広島県 | 44 大分県      |
| 5  | 秋田県 | 15 新潟県  | 25 滋賀県  | 35 山口県 | 45 宮崎県      |
| 6  | 山形県 | 16 富山県  | 26 京都府  | 36 徳島県 | 46 鹿児島県     |
| 7  | 福島県 | 17 石川県  | 27 大阪府  | 37 香川県 | 47 沖縄県      |
| 8  | 茨城県 | 18 福井県  | 28 兵庫県  | 38 愛媛県 | 独自に試験を作成・実施 |
| 9  | 栃木県 | 19 山梨県  | 29 奈良県  | 39 高知県 |             |
| 10 | 群馬県 | 20 長野県  | 30 和歌山県 | 40 福岡県 |             |



# 都道府県知事が資格付与者となっている 国家資格の見直し (管理番号277)

国土交通省  
観光庁国際観光部  
令和7年7月3日

## 通訳案内士制度について

各都道府県における全国通訳案内士の登録申請等にかかる事務の概要

全国通訳案内士の登録申請等にかかる事務を都道府県が行う必要性

【参考資料】 地域独自の観光ニーズに合った全国通訳案内士の育成

12

これまでの都道府県の負担軽減のための取組みについて①

これまでの都道府県の負担軽減のための取組みについて②

これまでの都道府県の負担軽減のための取組みについて②（全国通訳案内士の登録に国家資格等情報連携・活用システムを活用することについて）

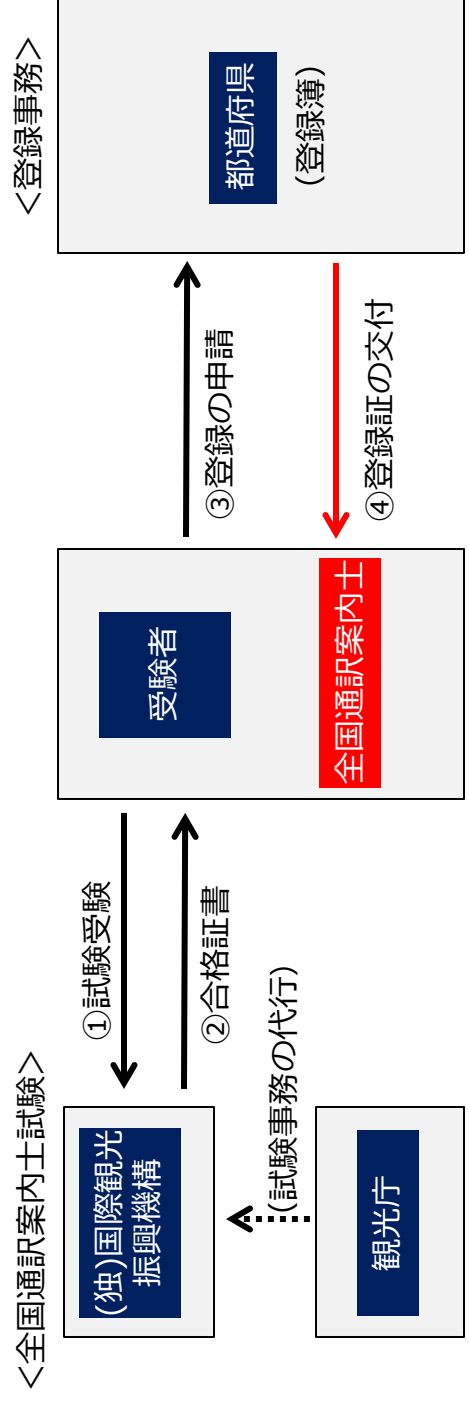
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）においては、報酬を得て通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うこと）を業とする者を対象として、全国単位で活動する全国通訳案内士を規定している。

## ○全国通訳案内士

- ・ 全国通訳案内士になるには、全国通訳案内士試験（国家試験／年1回）に合格（法第3条）し、居住する都道府県の登録（法第18条、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第16条）を受けなければならない。
- ・ 全国通訳案内士に求められる能力は、歴史・地理・文化等の観光に関する幅広い知識や、高度な外国語能力、ホスピタリティカ等の訪日外国人旅行者への対応能力。

## 全国通訳案内士の手続き

13



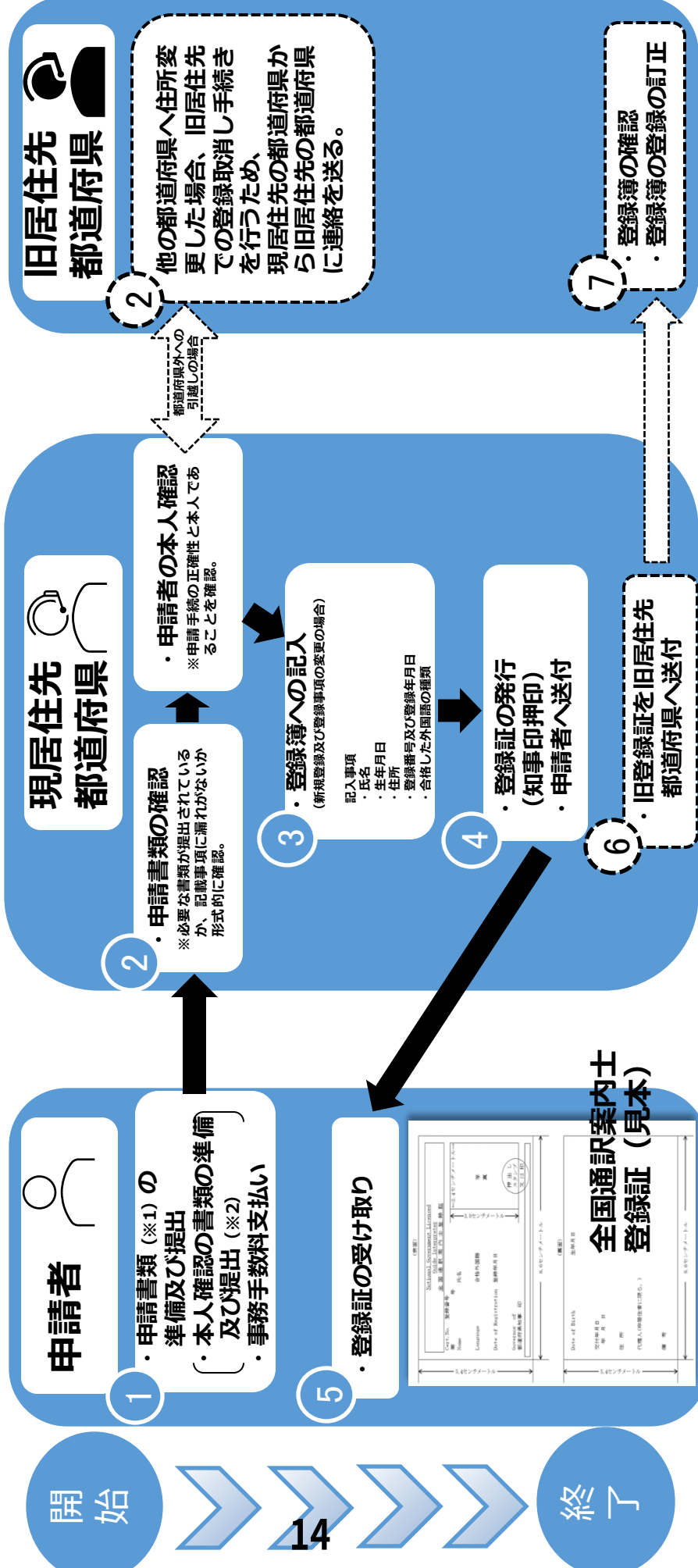
## 通訳案内士が仕事を得るまでの流れ





# 各都道府県における全国通訳案内士の登録申請等にかかる事務の概要

- 各都道府県における全国通訳案内士の登録申請等にかかる事務は、概ね以下のフローのとおり（下記手続きは一例）（「」は都道府県外への住居変更に伴う追加手続き）
- また、都道府県知事は、全国通訳案内士の登録の取消し等の権限も有する（登録取消しにあたっては、都道府県警察に対する禁止行為にかかる照会や登録取消しの通知事務が発生）



- ※1 新規登録の場合  
申請書、添付書類（健康診断書、合格証書の写し、誓約書、写真（現物））
- 登録証再交付の場合  
申請書、添付書類（合格証書の写し、写真（現物））
- 登録事項の変更の場合  
申請書、添付書類（合格証書の写し（他の都道府県に転居した場合のみ）、写真（現物）、登録証（現物）、変更した事実を証する書類（氏名変更した場合には、戸籍抄本で確認を行う））
- ※2 都道府県の職員が住基ネットを利用し、申請者の氏名、生年月日及び住所の確認ができない場合

## ○ 不正事案の取締り等の実効性の確保

- ・全国通訳案内士に対する指導及び取締りの実効性を確保するために必要。

## ○ 登録申請等の利便性の確保

- ・申請書類の書き方や添付書類の内容等について、居住地の都道府県に相談窓口が設置されていることが申請者の利便性確保のために重要。

## ○ 地域のニーズにあった全国通訳案内士の育成や活躍の場の確保

- 15 訪日外国人旅行者数の増加に伴い、全国通訳案内士に対するニーズも多様化しているところ、都道府県が地域にいる全国通訳案内士を把握し、地域独自の観光ニーズに合った全国通訳案内士を育成していくことが必要。
- ・登録を受けた全国通訳案内士が、都道府県、旅行会社、通訳案内士団体等が行う事業や関係者の紹介を受けて活動しやすい環境をつくるため、地域の観光を熟知する都道府県に相談窓口が設置されていることが重要。
  - ・旅行会社やDMO（観光地域づくり法人）が地域の旅行商品を造成する際に、当該地域に居住する全国通訳案内士の登録状況（登録数や登録言語等）を把握し手配されやすい環境をつくるため、都道府県に登録簿が備え付けられることが有効。

（参考）都道府県が全国通訳案内士の育成や確保に力を入れている事例

- 事例 1：広島県の通訳案内士団体が主催し、広島県等が後援する形で、広島を訪れる方に「広島を正しく伝えること」を学ぶ講演会を通訳案内士向けに実施。
- 事例 2：長崎県において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」をテーマに、訪日外国人観光客の受入体制を整備するため、通訳案内士等のスキルアップを目的とした研修を実施。

# 【参考資料】 地域独自の観光ニーズに合った全国通訳案内士の育成

## 事例1 「被爆80年記念講演会」

広島に拠点を置く通訳案内士団体が主催し、広島県等が後援する形で、世界から広島を訪れるお客様に広島を案内するガイドとして、「広島を正しく伝えること」を改めて学ぶ講演会を開催。

- ・主 催 (一社) ひろしま通訳・ガイド協会
- ・後 援 広島県、広島市、公益財団法人広島平和文化センター
- ・日 時 令和7年7月12日
- ・場 所 広島県広島市
- ・参加者 100名
- ・内 容

(1) 第一部：基調講演「被爆80年に寄せて」

「ヒロシマ」とは、「原爆被害」とは何かをあらためて考える

(2) 第二部：パネルディスカッション「通訳ガイドを通じて伝える被爆と平和」



## 事例2 「長崎県通訳ガイドスキルアップ研修 (実地研修)」

長崎県において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」をテーマに、訪日外国人観光客の受入体制を整備するため、通訳案内士等のスキルアップを目的とした研修を実施。

- ・主 催 長崎県
- ・日 時 令和6年10月17日
- ・場 所 長崎県南島原市
- ・参加者 15名
- ・内 容 実地研修 (以下、研修場所)

- ・原城跡・有馬キリシタン遺産記念館・原城の聖マリア観音・口之津殉教地・口之津町白浜のキリシタン墓碑
- ・加津佐町砂原のキリシタン墓碑

# これまでの都道府県の負担軽減のための取組みについて①

提案内容【平成30年の地方分権改革に関する提案募集に係る検討要請について（平成30年7月2日）】

（提案団体：関西広域連合、長野県、愛媛県、福岡県、大分県）

- ・**健康診断書**・・・「医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドラインの作成など、適切な措置を求め。」
- ・**履歴書**・・・「申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることが通訳案内士法に明記されていない等の理由から、欠格事由に該当しない旨の宣誓書の提出を求める。」

【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）】

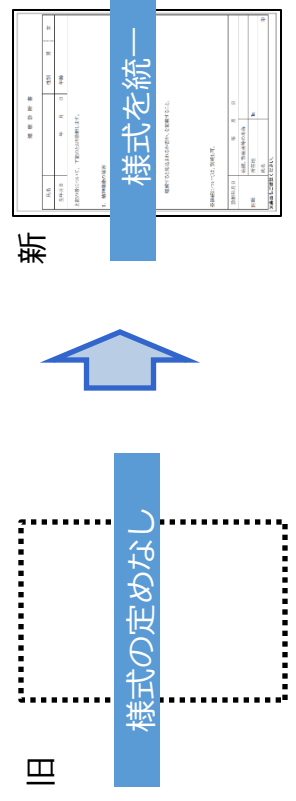
通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則16条2項）については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、**履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。**

17

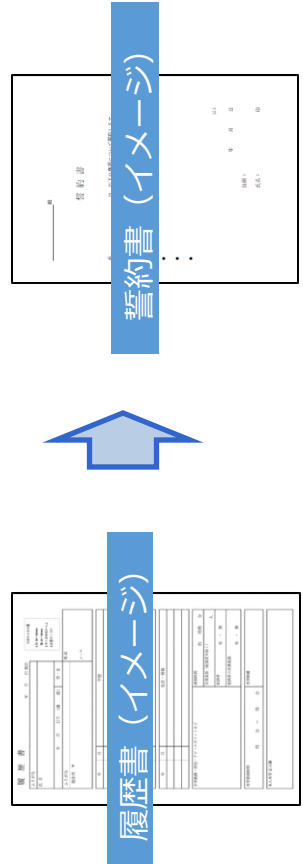
【上記、対応方針を踏まえた対応状況】

- ・**健康診断書**・・・平成31年4月10日に、各都道府県宛てに「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の**通達を发出。健康診断書の様式を統一すること、都道府県の問合せ対応等の負担を軽減。**
- ・**履歴書**・・・令和元年7月1日に、**通訳案内士法施行規則の一部を改正。学歴や職歴等の不要な個人情報を集約することとなる履歴書の提出を不要とし、誓約書の提出へと変更することで、都道府県の問合せ対応等の負担を軽減。**

健康診断書の様式見直し



履歴書からより簡易な誓約書へ変更





# これまでの都道府県の負担軽減のための取り組みについて②

提案内容【令和4年の地方分権改革に関する提案募集に係る検討要請について（令和4年7月5日）】

提案事項（提案団体：関西広域連合、宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県）

「全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。」

## 具体的な支障事例

「全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行うおととする者にとつて、当該変更が行われたことを証する書面（住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など）の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとつても、変更の届出を行うおととする者への説明や書類の確認が手間となっている。また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合、そのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしよとするとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要があることもあり、変更の届出を行うおととする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。」



【令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）】

全国通訳案内士、フリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和7年度から、順次オンラインによる手続を可能とする。

## 登録手続きの現状

【全国通訳案内士】

- 申請書、添付書類（健康診断書、写真等）を紙媒体で作成し、都道府県に対して窓口又は郵送で提出を行う。

【都道府県】

- 申請書、添付書類を受領し、紙媒体により申請内容に誤りがないかの確認を行っている。



## 国家資格等情報連携・活用システムを活用することのメリット

【全国通訳案内士】

- オンライン上で、同システム上での登録手続きが可能になる。

【都道府県】

- 書類の受領が不要で、システム上で申請内容の確認が可能となる。
- 申請書、添付書類と本人確認の書類の照らし合わせが不要になる。

## これまでの進捗

- 令和6年5月27日にマイナンバー法等の一部を改正する法律が施行され、国家資格等情報連携・活用システムの活用のため、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）上、マイナンバーの利用が認められる事務に全国通訳案内士の登録に関する事務が追加された。

## 今後の対応（課題）

- 都道府県における事務負担軽減に向けて、国家資格等情報連携・活用システムを用いて、全国通訳案内士の登録事務を行うために引き続き、デジタル庁と連携して取り組んでいきたい。

## 厚生労働省 説明資料



# 医師等国家資格の免許申請に係る現状について

## 都道府県經由事務の現状

- 医師等の国家資格の免許等申請については、基本的に保健所 ⇒ 都道府県 ⇒ 厚生労働省という流れで紙媒体の申請書が提出されている。
- 保健所及び都道府県では、申請書の形式確認（書類間の整合性の確認等）を実施の上で、一定期間毎、職種毎に申請書を取りまとめ、厚生労働省に進達している。
- また、厚生労働省でも申請内容の確認を行い、不備があった場合の申請者の対応も都道府県に依頼している。
- ※ 更に、登録後は厚生労働省から都道府県に免許証を発送し、保健所から申請者に対して紙媒体の免許証を交付している。

## オンライン化の現状

- 医師等の国家資格は、令和6年度の利用開始を目指していたが、国家資格等情報連携・活用システム（国家資格システム）の戸籍関係情報の連携に係る不具合を受けて導入を延期している。  
※ 本不具合については、令和7年6月に解消している。
- 国家資格システムを導入した場合には、免許登録のオンライン申請が可能となり、申請時の戸籍謄本等の添付省略が可能になる。また、申請者への連絡等もオンラインで実施可能となる。
- また、国家資格システムを活用した資格管理を実施した場合、資格管理者が必要な整理をした上でマイナポータルから取得したデジタル資格者証の活用が可能となる。

## 要望への対応方針

- 国・地方全体での事務の効率化・合理化を推進する観点から、国家資格システムの利用拡大による都道府県の業務負担の軽減と、経由事務の見直しを行うことは重要であると考えている。
- オンライン申請の場合には、申請者数の多い職種も含め更なる検討を進めるためには政府全体で課題を解決しながら、具体的な実行の検討を行う必要がある。
- 具体的には
  - ・ オンライン化による行政の効率化を図るため、デジタル庁と厚生労働省で国家資格システムの導入後も課題を整理し、対応する必要がある。
  - ・ デジタル庁において開発・構築を進めている国家資格システムについては、戸籍連携不具合の解消や必要な体制整備等のために医師等の国家資格における導入を延期しているが、経由事務の廃止の検討にあたっては、正確かつ円滑な免許登録業務を実施する観点から、国家資格システムの稼働について、引き続き大量の申請に対しても問題なく運営できること等を慎重に見極める必要がある。
  - ・ 国家資格システム導入後も、当分の間、紙媒体とオンラインの双方の申請が併存することになるため業務量の増加が見込まれ、国だけで免許登録業務を行う場合には適正な業務実施体制の構築に向けた財源が必要。
  - ・ 国だけで免許証の送付を行う場合には、適正な業務実施体制の構築に向けた財源と運用の検討が必要。

- こうした課題の解決に取り組み、将来的な経由事務の廃止について、引き続き、検討していきたい。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会福祉主事の任用資格要件の緩和 ＜令和 6 年地方分権提案管理番号 131＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和 7 年 7 月 3 日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 社会福祉主事について

## 1. 概要

- 社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。
- 社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所に必置とされている。（福祉事務所のない町村には任意設置。）

## 2. 社会福祉主事任用資格の必要な職種

|    |        |                                                                         |
|----|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 福祉事務所  | 現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事 [児童福祉事業従事2年以上等]、家庭相談員 [児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員 |
|    | 各種相談所  | 知的障害者福祉司 [知的障害者福祉事業従事2年以上等]、<br>身体障害者福祉司 [身体障害者福祉事業従事2年以上等]             |
|    |        | 児童福祉司 [児童福祉事業従事2年以上等]                                                   |
|    | 社会福祉施設 | 施設長、生活指導員 等                                                             |



多様で複雑な課題を抱える支援が必要な個人や家庭が増加する中で、例えば、生活保護のケースワーカーについては、保護を必要とする方の生活実態等を把握し、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた助言指導や支援を適切に行うことが必要であり、その専門性を高めることが必要。

# 社会福祉主事の任用資格要件の緩和 ＜令和6年地方分権提案＞

## 提案内容

(求める措置の具体的内容)

生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。

【要件緩和の内容】

社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。

## 厚生労働省回答

(1次回答)

社会福祉主事はその職務の特性に鑑み、任用要件を定めているところである。

現在の社会福祉主事任用要件において、大学や養成機関等で一定の教育を受けることや社会福祉士等の資格取得を求めている点を踏まえ、実務経験のみでは社会福祉主事としての職務に必要な知識等の習得が必ずしも認められず、ご提案内容を実現することは困難と考えている。

(2次回答)

実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。



＜令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）（令和6年12月24日閣議決定）＞

- ・ 社会福祉主事任用資格要件（19条1項）については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案すること含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



# 社会福祉主事について（参照条文）

## ○社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（組織）

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

- 一 指導監督を行う所員
- 二 現業を行う所員
- 三 事務を行う所員

2～5 （略）

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（設置）

第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。

3 都道府県社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4 市及び第一項に規定する町村社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

（資格等）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ※精神保健福祉士など

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。



## (参考) 令和元年の地方分権改革における地方からの提言に基づく見直し

### 社会福祉に関する科目

- 大学等において、社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号）で定められている科目を3科目以上修めて卒業する必要がある。

### 科目の読替（令和元年の見直し）

- 上記科目については、「社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について」（社会・援護局長通知）により、読替範囲が定められている。
- 令和元年の地方分権改革における地方からの提言「指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。」に基づいて、令和2年3月に上記通知を改正し、柔軟な読替を可能とした。
- 具体的には、科目の名称の読替の範囲に該当しない科目の場合であっても、必要な教育内容が含まれている科目であれば、読替を可能とした。

# 福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について

## 調査の背景・目的

- ◇ 令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、社会福祉主事任用資格の緩和に関する提案があり、具体的には、現行の資格要件に実務経験を加味した要件を追加することで、生活保護業務において多様な人材の登用可能とできるよう求めがあった。
- ◇ また、提案団体及び追加共同提案団体からは、無資格者が現業業務を行いながら通信課程を受講することに対し、当該職員の負担となっていることや、自治体として受講のための費用が経済的負担となっていることが支障事例としてあげられており、要件緩和により通信課程受講の負担軽減にもつながるとの意見があったところ。
- ◇ そのため、各自治体の福祉事務所における社会福祉主事の任用状況や通信課程を受講する上での課題等について把握するため調査を行った。

## 調査実施概要

### 【調査方法・調査期間・回収状況・主な調査内容】

- 調査方法：調査・照会（一斉調査）システムにより全国の自治体へアンケートフォームを送付し、各福祉事務所から回答
- 調査期間：令和7年3月14日～4月23日
- 調査対象：1,240件（市区町村及び福祉事務所設置自治体）
- 回答数：371件（重複回答等を除いた数）、回答率：29.9%
- 主な調査内容
  - ・福祉事務所の基本情報について
  - ・福祉事務所の人員配置について
  - ・新卒等、実務経験の無い者の任用について
  - ・社会福祉主事任用資格要件について
  - ・社会福祉主事任用資格取得のための通信課程受講について

【結果概要】

1 福祉事務所の人員配置について

n = 218 (371のうちの回答の整合が確認されたもの)

|                                                  | 回答数(人) | 割合    |
|--------------------------------------------------|--------|-------|
| 現業員の合計人数 (a)                                     | 2,833  |       |
| 現業員のうち、社会福祉主事的人数 (b)                             | 2,486  | 87.8% |
| 社会福祉主事のうち、指定科目の履修により任用要件を満たした者の人数 (3科目主事) (c)    | 1,608  | 64.7% |
| 3科目主事のうち、教育内容による読み替えて任用要件を満たした者の人数 (d)           | 563    | 35.0% |
| 社会福祉主事のうち、養成機関 (通信課程に限る) の修了により任用要件を満たした者の人数 (e) | 520    | 18.4% |
| 社会福祉主事のうち、養成機関 (通信課程を除く) の修了により任用要件を満たした者の人数 (f) | 10     | 0.4%  |
| 社会福祉主事のうち、都道府県講習会の受講により任用要件を満たした者の人数 (g)         | 12     | 0.4%  |
| 社会福祉主事のうち、社会福祉士である者の人数 (h)                       | 323    | 11.4% |
| 社会福祉主事のうち、精神保健福祉士である者の人数 (i)                     | 11     | 0.4%  |
| 社会福祉主事のうち、上記以外の任用要件を満たした者の人数 (j)                 | 2      | 0.1%  |
| 現業員のうち、無資格者 (通信課程等を受講中の者も含む) の人数 (k)             | 347    | 12.2% |
| (無資格者がいる場合) その理由 ※                               |        |       |
| 現業員のうち、社会福祉主事任用資格の有無が不明な者の人数 (l)                 | 0      | 0%    |

※ 無資格者がいる場合の理由は、通信課程を受講中 (受講予定) (81件)に関する回答が最も多くを占めた。 (n=114)

2 無資格者のうち、現業員になる前の業務が相談援助業務である者について (n = 18)

無資格者 (通信課程等を受講中の者も含む) のうち、現業員になる前の業務が相談援助業務である場合、どの分野での業務経験か

| 選択肢      | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 高齢者福祉    | 6   | 33.3% |
| 障害者福祉    | 3   | 16.7% |
| 児童・家庭福祉  | 3   | 16.7% |
| 貧困に対する支援 | 5   | 27.8% |
| 地域福祉     | 1   | 5.6%  |
| 権利擁護     | 1   | 5.6%  |
| 刑事司法     | 1   | 5.6%  |
| 医療       | 2   | 11.1% |
| その他      | 3   | 16.7% |
| 合計       | 25  |       |
| 集計対象者    | 18  |       |

具体的な業務内容 (自由記述) を集計したところ、次のような回答があった。

例) 地域包括支援センター、障害児相談業務、女性保護相談業務、DV被害にあっている女性支援、こどもの相談など

3 社会福祉主事任用資格要件について（n=371）

有資格者と同様に無資格者が現業業務を実施することに支障があると感じているか

| 選択肢        | 回答数 | 割合    |
|------------|-----|-------|
| とてもそう感じている | 35  | 9.4%  |
| ややそう感じている  | 79  | 21.3% |
| あまり感じていない  | 191 | 51.5% |
| 全く感じていない   | 66  | 17.8% |
| 合計         | 371 |       |

各選択肢の回答数ごとにその理由（自由記述）を集計したところ、次のような意見があった。

「とてもそう感じている」、「ややそう感じている」では、それぞれ「業務の専門性が高いため（知識）」（18件）、（45件）に関する意見が最も多くを占めた。

一方、

「あまり感じていない」では、「実務を通じて知識等を修得できるため」（29件）、「OJTや研修で必要な知識等が習得できるため」（28件）に関する意見が多かった。

「全く感じていない」では、「既に無資格者が現業業務を行えているため」（12件）、「無資格者がいないため」（10件）に関する意見が多かった。

4 社会福祉主事任用資格取得のための通信課程受講について

(1) 無資格者のうち、令和6年度、通常業務に従事しながら通信課程を受講している者の数 228人（n=112）

(2) 組織として、無資格者に通信課程を受講させることに対する課題があると感じているか（n=371）

| 選択肢        | 回答数 | 割合    |
|------------|-----|-------|
| とてもそう感じている | 100 | 27.0% |
| ややそう感じている  | 148 | 39.9% |
| あまり感じていない  | 77  | 20.8% |
| 全く感じていない   | 46  | 12.4% |
| 合計         | 371 |       |

各選択肢の回答数ごとにその理由（自由記述）を集計したところ、次のような意見があった。

「とてもそう感じている」では、「業務と資格取得の並行が困難であるため」（48件）、「予算確保が困難であるため」（48件）に関する意見が最も多く、

「ややそう感じている」では、「予算確保が困難であるため」（72件）に関する意見が最も多くを占めた。

一方、

「あまり感じていない」では、「業務として必要であるため」（10件）、「受講実績がない・乏しいため」（9件）に関する意見が多かった。

「全く感じていない」では、「無資格者の配置がないため」（8件）、「受講実績がない・乏しいため」（6件）に関する意見が多かった。

- ・ 社会福祉主事任用資格要件については、令和6年度に行った福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査の結果を踏まえつつ、今年度（令和7年度）の調査研究事業※において、有識者の意見を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討を行い、今年度中に結論を得る。
- ・ その結果に基づき、令和8年度以降、必要な措置を講ずる予定。

## ※ 調査研究事業の概要

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に求められている資格であるが、着任時点で任用要件に満たない者は業務に従事しながら通信講座を受講することにより、資格を取得している。今般、「令和6年度の地方からの提案に関する対応方針」（R6.12.24閣議決定）において、「任用要件について実務経験を勘案することを含め検討」とされたことを踏まえ、令和6年度に実施した福祉事務所現業員の実態把握結果を分析等の上、受講に当たっての負担感等、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行う。

- 事業内容
  - 1 有識者検討会の設置・運営
  - 2 ヒアリング調査の実施（必要に応じてアンケート調査実施）  
（福祉事務所 査察指導員、現業員等）